

平成23年度 第19回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成24年2月9日（木）午前10時～11時55分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将
副主幹	懸樋順一	副主幹	新高謙一
副主幹	遠藤公亮		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 平成24年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の実施について

議案第2号 人事委員会規則及び同通知の一部改正について

報告第1号 公平委員会事務受託団体職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について

5 議事の公開・非公開

議案第1号及び第2号を公開とし、報告第1号を非公開とした。

6 議事

1 議案第1号

平成24年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成25年4月1日採用予定の採用試験を以下のとおり実施しようとするもの。

① 試験の概要

(1) 試験区分・採用予定者数

試験区分		採用予定者数
警察官（男性）		27名程度
警察官（女性）		4名程度
警察官（男性） （武道）	柔道	2名程度
	剣道	2名程度

(2) 受験資格

ア 年齢及び学歴要件

昭和54年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成25年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）

イ 国籍要件

日本国籍を有していること

ウ その他の要件

警察官（男性）（武道）を受験する人にあつては、次のいずれかに該当する人

（ア）柔道については、財団法人講道館が認定する柔道3段以上の段位を有すること

（イ）剣道については、財団法人全日本剣道連盟が認定する剣道3段以上の段位を有すること

(3) 試験日程

受付期間		4月6日（金）～4月23日（月）（消印有効） （ <i>イター</i> 初受付：4月6日（金）午前0時～4月23日（月）午後12時）
第1次試験	試験日	5月13日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：西部総合事務所
	試験種目	教養試験（多肢選択式）、論文試験
	合格者発表日	5月23日（水）（予定）
第2次試験	試験日	6月11日（月）～13日（水）（予定）
	試験会場	鳥取県警察本部庁舎会議室、鳥取県庁会議室、鳥取県警察学校
	試験種目	人物試験（集団討論及び個別面接）、適性検査、身体検査、体力検査、 実技（武道受験者のみ）
	採用候補者発表日	7月9日（月）（予定）

※ 第2次試験は、警察本部に委任して実施。

（注） 第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。（第1次試験合格者のみ採点する。）

② 広報

平成24年2月17日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

2 議案第2号

人事委員会規則及び同通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり、規則及び通知を改正しようとするもの。

① 改正する規則及び通知の名称

(1) 規則

ア 職員の修学部分休業に関する条例施行規則

イ へき地手当等に関する規則

(2) 通知

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について

② 概要

(1) 職員の修学部分休業に関する条例施行規則

ア 改正理由

現行規則では、修学部分休業を取得した場合の給与減額において、1時間未満の端数計算の規定がなく、1時間に満たない端数については減額の対象とはならない。

そこで、勤務時間数に応じた給与の減額及び事務処理上の便宜の観点から、育児部分休業の場合と同様、1時間未満の修学部分休業を取得した場合の端数処理の規定を設ける。

イ 規則案の概要

修学部分休業の時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、30分以上の端数については1時間に切り上げ、30分未満の端数については切り捨てることとする。

(施行日：公布日)

(2) へき地手当等に関する規則

ア 改正理由

岩美南小学校鳥越季節間分校、若桜小学校吉川分校、高城小学校河来見分校及び高城小学校河来見二子季節間分校の廃止に伴い、所要の改正を行う。

イ 規則案の概要

へき地手当の支給対象となるへき地学校について定めた規定から、廃止された4校を削る。

(施行日：平成24年4月1日)

(3) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について

ア 非常勤職員の経験年数関係

(ア) 改正理由

県職員の勤務時間が従前の週40時間から週38時間45分に変更されたことに伴い、県の非常勤職員の勤務時間も従前の週30時間から週29時間に変更されている。これにより、正規の職員と比較した非常勤職員の勤務時間割合が、従前の0.75 (30/40) から0.748… (29/38.75) となり、制度的には正規職員の4分の3の勤務時間としている週29時間勤務の非常勤職員の経験年数の算定において、従前とは異なる区分の適用となっている。

これは、正規職員の勤務時間変更に伴う非常勤職員の勤務時間の端数処理により生じた問題であるため、非常勤職員であった期間の有用性に実質的な変更があったものではない。このような前歴算入における支障を勘案し、算入区分を決定する際の勤務時間割合の端数処理の方法を規定する。

(イ) 通知案の概要

非常勤職員の経験年数の区分の算定にあたり、有用な前歴を算入するという制度趣旨に照らし、小数点第2位未満の端数を切り上げることとする。

<現行規定>

第2条関係

1 この条の第4号の「人事委員会が別に定める年数」は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める年数とする。

(1) 常時勤務することを要しない者としての勤務期間 当該期間に係る年数に次に掲げるその者の常時勤務することを要しない者としての期間におけるその者の勤務時間数を当該期間における常勤勤務することを要する者の勤務時間数で除して得た数の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た年数

ア 0.75以上 7割5分

イ 0.5以上0.75未満 5割

ウ 0.5未満 2割5分

(2) 略

2～4 略

イ 前歴5号給換算関係

(ア) 改正理由

前歴5号給換算は、初任層職員の5号給昇給と同様の効果を、職員の前歴換算において反映

させる制度であるから、「初任層職員に相当すると認められるもの」は、採用後の昇給がある職員に限定されている。そのため、採用後の昇給がない任期付職員については、「初任層職員に相当すると認められるもの」には該当しないこととなるが、その旨を注意喚起するものである。

(イ) 通知案の概要

「初任層職員に相当すると認められるもの」が、職員の給与に関する条例第4条第5項が適用される職員（採用後の昇給がある職員）に限定される旨を通知で明記する。

ウ その他

第6条の2関係の新設に伴う所要の改正を行う。

(施行日：公布日)

【質 疑】

委 員

修学部分休業規則の一部改正について、現状の実務（1時間未満の端数の取扱い）はどうなっているのか。また、実務に支障は出ているのか。

事務局

こうした事例は発生していないので、現在のところ問題とはなっていない。任命権者から規定に係る課題として指摘を受け、今回改正しようとするもの。

委 員

了解した。

通知の一部改正のうち、非常勤職員の経験年数の区分の算定に係る部分について、常勤職員の勤務時間の5割以上7割5分未満の非常勤職員への影響はあるのか。

事務局

今般、常勤職員の勤務時間が短くなったため、常勤職員の3/4の上限に勤務時間が定められている従前週30時間勤務であった非常勤職員について、週29時間勤務に変更したために生じた不都合であり、他の勤務時間で勤務する非常勤職員にまで影響するものではない。

委 員

了解した。

3 報告第1号

公平委員会事務受託団体職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について、事務局が説明した。

7 次回の人事委員会の開催

平成24年2月24日（金）午前10時から開催することとした。